

令和4年度（令和3年度分）

監 査 結 果 報 告 書

定 期 監 査 結 果 報 告

令和4年12月

苅田町監査委員

目 次

I 定期監査

第1	監査の目的	2
第2	監査の方法	2
1	監査の主な着眼点	2
2	監査の重点項目	2
3	監査の対象機関及び実施期間等	2
第3	監査の結果の概要	3
第4	各重点項目の監査結果	3
1	修繕料、委託料及び工事請負費に係る契約事務について	3
(1)	監査の内容	3
(2)	監査の視点	3
(3)	監査の結果及び意見	3
2	補助金、負担金、助成金等の交付事務について	4
(1)	監査の内容	4
(2)	監査の視点	4
(3)	監査の結果及び意見	4

第1 監査の目的

地方自治法（以下「法」という。）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、令和3年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、適正・適切に行われているかについて、「苧田町監査基準」（令和2年苧田町監査委員告示第3号）に準拠して監査を実施した。

第2 監査の方法

監査の方法は、事前に提出を受けた資料について関係職員から説明を受け、質疑応答の方法で実施した。

また着眼点及び重点項目については以下のとおりとした。

1 監査の主な着眼点

- ① 法令に従って適正に執行されているか
- ② 経済的、効率的かつ効果的に執行されているか
- ③ 組織・運営の合理化に努めているか

2 監査の重点項目

- ① 修繕料、委託料及び工事請負費に係る契約事務について
- ② 補助金、負担金及び助成金等の交付事務について

3 監査の対象機関及び実施期間等

- ① 実施期間 令和4年10月13日～12月26日

- ② ヒアリング日程及び対象機関

ヒアリング日程		対象機関
11月7日	午前	議会事務局 総合行政委員会事務局 消防本部
	午後	税務課 生涯学習課 学校教育課
11月8日	午前	子育て・健康課 環境課
	午後	建設課 都市計画課 住民課
11月9日	午前	交通商工課 土地区画整理課
	午後	農政課・農業委員会 総務課 会計課 財政課
11月22日	午前	福祉課 企画課
	午後	上下水道課

第3 監査の結果の概要

重点項目の各項目について、それぞれ関係書類の提出を求め監査した結果、概ね財務に関する事務は適正に執行されていると認められた。

また検討・改善を要する事務処理も一部見受けられたことから、各重点項目監査の所見を踏まえて、今後より一層、適切な事務の執行に努められたい。

第4 各重点項目の監査結果

1 修繕料、委託料及び工事請負費に係る契約事務について

(1) 監査の内容

地方公共団体の事業執行にあたって、工事の請負や必要な物品・サービスの調達はその多くが契約によってなされるものであり、契約のあり方は行政の適正かつ効率的な執行において重要な役割を果たすものである。また、財源が税金によって賄われるものであるため、より良いもの、より安いもの調達するために、法では、最も競争性、透明性、経済性等に優れた一般競争入札を原則として掲げている。一方、この原則を貫くと調達の準備や時間が必要となり当初の目的が達成できなくなるなどの弊害が生じることがあり得るため、指名競争入札や随意契約による調達が例外的な取り扱いとして認められている。さらに地域活性化の観点からは、地元企業が受注し地域経済に貢献することも求められており、この点も踏まえ調達がなされる必要がある。

上記を踏まえ、今回の監査は、所管課が締結した契約事務が経済的かつ効率的で、法や内部規範に基づき適正に執行されていたかについて聞き取りにより検証を行った。

(2) 監査の視点

- ① 契約事務手続きは適正か
- ② 随意契約の理由は法令に照らして適正か
- ③ 契約変更の理由や手続きは適正か

(3) 監査の結果及び意見

契約を締結する場合には、法において一般競争入札が原則であり、随意契約などによる契約については理由がある場合においてのみ行われる契約であると認識して事務を行わなければならない。なぜなら随意契約等は簡易な手続きで契約の相手方を決定し、業務の履行を確保できるものであるが、その運用を誤った場合、行政事務の公正性が失われ、ひいては町民の信頼を損ねることになりかねない。

また、契約変更を行う場合においても、その事由及び契約金額の増減の内容が適切で、事務は適時かつ適正に行われることが必要とされており、その運用についても疑義がもたれることのないよう適切に事務を行わなければならないものである。

このように適正な事務を執行するためには、法はもとより町が定める規則や要綱、ガイドライン等の内部規範を遵守し、常に倫理意識をもって説明責任を果たすことができるよう業務を遂行することが求められている。

なお、契約事務について監査を行った結果、概ね適正なものであったが、次の通り改善・検討すべき事項が見受けられたので意見を述べる。

〈意見〉

工事請負契約については、今年度も着手後に様々な事案の発生により設計変更を余儀なくされたことに伴う契約変更が見られた。契約変更にあたっては、工事設計等契約変更事務取扱要項を遵守し、工事等の発注にあたり事前の計画及び調査を慎重に行い、工期中みだりに設計変更する必要が生じないよう十分に注意するよう努められたい。

昨年度の定期監査において、草刈り業務委託の契約変更に関し、除草後の処分数量が増加したことによる増額の理由をしっかりと確認するよう指摘した。今年度は各課において改善がみられたが、一方で、当初契約額よりも増額した契約変更もみられた。担当課においては、事前の業務委託仕様書等の作成時に草の処分数量等について適切かつ慎重に見積もるとともに、天候不良等による草の処分数量の増加により、契約変更が生じないように注意されたい。

契約事務において、監査中に行った注意や改善を求めた事項については、速やかな対応をお願いするとともに、今後も法や規則、要綱等を遵守し、適正に執行するよう努められたい。

2 負担金、補助金、助成金等の交付事務について

(1) 監査の内容

ア 負担金について

負担金は、法令に基づいて支出が義務付けられている負担金のほか、地方公共団体が任意で加入している各種団体等に対する負担金や研修参加の負担金等がある。負担金の支出にあたっては、その目的が明確であり、かつ公益上の必要性を有するものを対象とし、経済的かつ効率的な支出に努めていく必要がある。

このため、各課が支出している負担金について、適正に交付が行われているかについて聞き取りにより検証を行った。

イ 補助金、助成金等について

補助金、助成金等については、法で「地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されており、町は公益上必要があると認めた場合にのみ、特定の事業や活動を助長、奨励するために、反対給付なく補助金を支出することができるものである。

このため、各課の補助金等交付について、その性質や目的、効果に照らして適正に交付が行われているかについて聞き取りにより検証を行った。

(2) 監査の視点

- ① 負担金支出の目的・効果は適正か
- ② 補助金支出の目的・効果は適正か

(3) 監査の結果及び意見

負担金や補助金・助成金等の支出については、主に前年度から増加や減少があった項目について聞き取りを行ったが、概ね適正なものであった。

なお、補助金交付先団体に係る支出経費の検討が不十分である事例や、交付先団体に繰越金が発生している事例が見受けられた。今後の補助金交付にあたっては、効果や必要性等について、十分な検討を行ったうえで交付するよう努められたい。